

いわき市長
渡辺 敬夫 様

緊急提言書

平成23年7月29日

いわき市議会議長
蛭田 克

1 生活再建支援・居住環境整備

- (1) 被災者支援
- (2) 生活再建助成制度等の整備
- (3) 地域コミュニティの再生
- (4) 廃棄物・衛生対策
- (5) 医療・介護・福祉の高度復興
- (6) 避難自治体との連携強化等

2 放射性物質汚染対策

- (1) 放射線量測定体制の構築
- (2) メッシュデータ（線量マップ）の早期作成
- (3) 土壌調査の強化
- (4) 情報発信力の強化・充実
- (5) 原子力損害賠償請求に係る被災者支援

3 都市魅力イメージアップ戦略

共同・融合の復興祭などのイベントの開催

4 沿岸地域復興の福島県復興ビジョン・復興計画 への組み入れ

沿岸地域の復旧・復興

東日本大震災からの復興のため、日夜御尽力されている市長はじめ多くの市職員に敬意を表します。

議会としましては、市民の皆様の声に広く耳を傾け、復興計画と復旧・復興に向けた諸課題について議論を深めるべく、先の6月定例会において「東日本大震災復興特別委員会」を設置し、鋭意検討を重ねているところであります。

東日本大震災の発生から4カ月余りが経過しようとする今日、本市は未だ災害復旧の途上にありますが、併せて、復興に向けた諸施策を本格的に動かし始めなければならない時期であると考えております。

このことから、いわき市議会として、東日本大震災からの復旧・復興に当たり、被災者の支援の強化、市民生活の安全・安心の確保などのため、喫緊に解決すべき課題や積極的に打ち出すべき施策について、特別委員会において取りまとめるに至ったところであります。

つきましては、次のとおり提言いたしますので、特段の御配慮をお願い申し上げます。

1 生活再建支援・居住環境整備

(1) 被災者支援

- ① り災証明書発行業務等については、当該業務等の早遅が給付金等の支給及び制度の活用に影響することから、速やかに対応すること。
- ② 一時提供住宅について、希望しているすべての被災者が入居できるようさらなる対策を講ずること。
- ③ すべての住民に対し各種支援制度のパンフレットを配布するとともに、市内に避難している被災者に対しても回覧などにより生活情報等を提供するなど、行政から積極的に、また繰り返し情報の提供を行うこと。
- ④ 被災者に対しては、心身の健康状態をはじめ、経済面や日常生活全般における追跡調査を行うとともに、調査結果に基づく継続性のある総合支援を実施すること。
- ⑤ 井戸水など水道水以外の水を利用している世帯について、実態を把握するとともに災害時における本市独自の支援体制を検討し、あわせて国等に対し当該世帯に対する支援について要望すること。

(2) 生活再建助成制度等の整備

- ① 県の民間賃貸住宅特例措置について、対象世帯の拡大や家賃の公費負担方法の見直しについて要望すること。また、日本赤十字社による支援物資の給付についても給付対象を緩和する見直しを要望すること。
- ② 一部損壊住宅に対する支援について、現在の支援内容が不十分であることから、本市独自の支援を展開するとともに、国等に対し制度の拡充又は構築について要望すること。

- ③ 激甚災害であることを踏まえ、特定の開発者や個人の財産にかかる一部損壊又は液状化による被災についても、国等による支援について要望すること。

(3) 地域コミュニティの再生

一時提供住宅などにおける新たな地域コミュニティの形成と、従前の居住地区における地域コミュニティの維持にかかる働きかけ及び支援を行うこと。

(4) 廃棄物・衛生対策

- ① 災害ごみについて仮置場を増設するなど受け入れ体制を強化するとともに、災害がれきについて早急に撤去及び処理を行うこと。
- ② 高い放射線量の焼却灰について、現在の国の方針では処理が困難であることから、国等に対し直接的な対応や新たな対策を要望すること。
- ③ 災害がれきの撤去等に関して、周辺地域住民や当該業務に従事する労働者に対して感染症予防等の対策を講ずること。

(5) 医療・介護・福祉の高度復興

- ① 福島第一原子力発電所事故の被災地の立場から、また、浜通り地方における医療体制の著しい被害を踏まえ、国等に対し本市における被ばく医療専門機関の設置について要望すること。
- ② 心のケアについて、専門のスタッフの充実を図り、本市独自の支援体制の構築について検討すること。また、地域、学校、施設など様々な対象にも柔軟に対応できるシステム及びネットワークを構築するとともに、窓口の統一化を図ること。

(6) 避難自治体との連携強化等

- ① 避難自治体及び受け入れ自治体においては、住民の生活環境の均衡を図る観点などから、相互連絡を強化するとともに、迅速な情報提供を行うこと。
- ② 市外からの多くの避難者が本市で生活している現状を踏まえ、財政需要も視野に入れた対応として、当該避難自治体との広域体制を構築すべく協議会等の設置について検討すること。
- ③ 市外の避難者が本市の一時提供住宅などに多数入居している現状を踏まえ、適切な行政サービスを提供すること。

2 放射性物質汚染対策

(1) 放射線量測定体制の構築

- ① 市民生活における空間放射線量に対する対策が遅延することによって、市民の不安が増幅されることから、1日も早い不安解消を図るため、小川地区における測定の取り組み（全世帯測定）をモデルとした測定体制を構築すること。
- ② 簡易測定器（ベクレルモニター等）を各支所に設置し、家庭菜園で栽培された野菜などにかかる放射線量を測定するための計測体制を構築すること。

(2) メッシュデータ（線量マップ）の早期作成

市内各所の詳細な線量を把握・公表し、情報共有することで、市民の安全・安心が確保されることから、飯館村周辺放射能汚染調査チームが用いた手法を活用し、市内メッシュデータ（線量マップ）を市としてすみやかに作成すること。

(3) 土壌調査の強化

放射性物質に汚染された水や農作物等の経口摂取による内部被曝を未然に防ぐため、市独自の土壌調査をすみやかに実施すること。

(4) 情報発信力の強化・充実

- ① 把握した情報の発信に当たっては、市民の全てがインターネット利用者ではないことから、市のホームページへの掲載のみに偏重した情報提供の認識を改め、携帯電話その他のさまざまなツールを活用すること。
- ② 情報通信機器を利用した情報発信のみではなく、市内の各コンビニエンスストアを情報発信点にするなどの方法を取り入れ、情報発信力の強化・充実を図ること。

(5) 原子力損害賠償請求に係る被災者支援

- ① 福島第一原子力発電所の事故に関し、文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会の最終指針が未だ確定しない現在においては、個々の事業者による自力の補償交渉には限界があることから、東京電力株式会社に対する損害賠償請求に関する相談窓口を市に設置し、原子力損害の被害者への補償が速やかに実現するよう支援すること。
- ② 被害自治体であるいわき市自らも原子力損害の被害当事者として、市内の被害者と共に東京電力株式会社との補償交渉に当たること。

3 都市魅力イメージアップ戦略

共同・融合の復興祭などのイベントの開催

- ① 本市観光業の復活を促進し、都市魅力のイメージアップを早急に図るため、「いわき踊り」に合わせて、福島県内とりわけ被災地域から地元の祭を招請し、特色ある共同・融合の復興祭イベントを開催すること。
- ② 市外からの観光客が市内に滞在してイベントを楽しむことができるよう、宿泊施設を確保する措置を講ずること。

4 沿岸地域復興の福島県復興ビジョン・復興計画への組み入れ

沿岸地域の復旧・復興

いわき市をはじめ沿岸地域における被害が甚大であることを踏まえ、県に対し、県土としての認識のもと当該地域に対する県としての復旧・復興の構想を整理し、復興ビジョン・復興計画に組み入れるよう要望すること。